

## 合併市に関する調査

記入月日：平成16年4月8日

### 基礎情報

都道府県・市名	兵庫県・養父市（やぶし）
合併期日	平成16年4月1日
合併形式	新設合併（対等合併）
住所（旧市町村名も記載）	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地（旧八鹿町）
人口（合併直近の国調）	30,110人
面積	422.78km <sup>2</sup>
議員定数	22人（在任特例期間：56人）
関係市町村名	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町

### 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	八鹿町		12,011	77.06	16
養父町		8,728	111.84	16	28.9
大屋町		4,785	138.29	12	34.8
関宮町		4,586	95.59	12	29.5
					（12国調）
合計	—	30,110	422.78	56	—

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

15年度予算（一般会計 当初予算ベース）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
	八鹿町	6,772,000	1,110,370	2,802,000		0.301
	養父町	5,354,000	727,630	1,900,000		0.280
	大屋町	4,870,000	288,261	1,845,000		0.158
	関宮町	5,375,000	387,834	1,641,754		0.203
合計	-	22,371,000	2,514,095	8,188,754	-	〔3年平均〕

### 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年7月12日	解散年月日：平成16年3月31日
内容	<p>平成14年 7月12日 養父郡合併協議会設置 7月22日 第1回合併協議会 (25回の協議会を開催)</p> <p>平成15年 10月24日 合併の是非確認、合併調印 10月30日 4町議会において、廃置分合関係議案を議決 12月19日 兵庫県議会において、養父郡4町の合併議案可決 県知事から4町長あて、市の廃置分合処分決定書交付</p> <p>平成16年 1月15日 総務大臣官報告示 3月31日 養父郡合併協議会解散</p>	
住民発議について	有・ <del>無</del>	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年4月1日から平成26年3月31日まで	
基本計画の主要項目	<p>(1) まちづくりの3つの理念 元気と勇気 安心と安全 自立と協働</p> <p>(2) 地域の主要課題 人口の定着につながる生活利便性の向上 まちの特性を活かした働く場の確保 明日を担う人づくりの推進 健康・医療・福祉の充実 豊かな自然と環境の保全 交流・参加・協働の推進 行財政改革</p>	
旧市町村庁舎の利活用	地域局(支所)として利用。(本庁機能の一部を分散して設置)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有・ <del>無</del>	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	<del>有</del> ・無	有の場合： 0年7ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：18.8万円	
地域審議会の設置について	<del>有</del> ・無	
内容	<p>(設置期間)平成16年4月1日から平成26年3月31日まで (組織)審議会は、委員15人以内をもって組織する。 (所掌事務)審議会は、当該区域にかかる次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。 (1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項</p>	
地方税に関する特例	有・ <del>無</del>	
内容	なし	
合併特例債発行限度額(億円)	145.9 億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め<b>10項目</b>ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p>1 合併の方式：八鹿町、養父町、大屋町及び関宮町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。</p> <p>2 合併の期日：合併の期日は、平成16年4月1日とする。</p> <p>3 新市の名称：新市の名称は、養父市とする。</p> <p>4 新市の事務所の位置          (1) 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。          (2) 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。          (3) 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。          (4) 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。</p> <p>5 財産及び債務の取り扱い：八鹿町、養父町、大屋町及び関宮町の所有する財産、施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 議会議員の定数及び任期の取り扱い          (1) 任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。          (2) 在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし、議員の定数は22名とする。          (3) 議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続きを経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。</p> <p>7 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い          (1) 任期については、在任特例を適用し平成16年10月31日まで引き続き新市の農業委員会委員として在任する。          (2) 新市の農業委員会は一つの委員会とし、在任期間終了後最初に行われる委員の選挙は1選挙区とし、選挙による委員の定数は30人とする。          (3) 歳費については、在任期間中は旧町の歳費を基本に所定の手続きを経て調整する。在任期間終了後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については新市において決定する。</p> <p>8 地方税の取り扱い          地方税の取扱いについては、次のとおりとする。          (1) 個人町民税については、現行のまま新市に引き継ぐ。          (2) 固定資産税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。          (3) 軽自動車税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。          (4) たばこ税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。          (5) 特別土地保有税については、八鹿町の例による。          (6) 鉱産税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。          (7) 法人町民税については、養父町、大屋町、関宮町の例による。          (8) 入湯税については八鹿町の例による。ただし、課税免除については養父町、大屋町の例により調整する。          (9) 納期については次のとおりとする。              ア 個人町民税については、八鹿町、養父町、大屋町の例による。              イ 固定資産税については、養父町、関宮町の例による。              ウ 軽自動車税については、八鹿町、関宮町の例による。</p> <p>9 一般職員の身分の取り扱い          一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。          (1) 4町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。          (2) 養父郡広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。          (3) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。          (4) 職員の給料は現給を保障し、合併によって生じた格差は、速やかに調整する。          (5) 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。</p> <p>10 将来構想の策定 新市建設計画に係る事項          新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」のとおりとする。</p>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	特になし